平成２６年（フ）第８号
広島県尾道市栗原西１丁目７番15号
破産者　水田　文夫
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１１号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八上63　エスチュアリー64―507号室、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町西麻植字新田６番地
破産者　吉村　敏幸
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
徳島市北沖洲４丁目12番41　第10春木ハイツ101号、旧住所徳島市西新浜町２丁目２番76号
破産者　直江　芳春
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
香川県高松市上福岡町2040番地14
破産者　平井　　香（旧姓林）
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７号
香川県高松市上福岡町774番地１
破産者　大西　旨春
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２号
愛媛県松山市道後樋又８番29号　メゾンド・ル一道後樋又317号
破産者　新澤キクミ
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地35棟11号
破産者　一柳　悦美
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
愛媛県松山市石手２丁目９番21号
破産者　二村　一夫
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
愛媛県伊予市米湊1555番地１　山陽ハイツ101号
破産者　小西　　徹
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７１号
高知県吾川郡いの町枝川782番地17
破産者　菊田　万貴
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９号
高知市桟橋通１丁目13番１号　リバープール桟一306号
破産者　中西　　諒
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７号
高知市朝倉東町13番12号　森田アパート31号
破産者　吉松ユキ子
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３号
高知市高須新町３丁目４番29号　藤本商事第２ビル205号
破産者　島内　　誠
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９号
高知市東雲町７番13―５号　コーポ東雲２Ｆ西
破産者　濱田　美世
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７６号
福岡県大牟田市大字歴木161番地
破産者　有馬　総志
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６号
福岡県大牟田市本町４丁目４番地18　ニュースカイ22マンション506号
破産者　作村　高嗣
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６号
熊本県阿蘇市役犬原587番地３
破産者　中嶋　忠治
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第９号
大分県杵築市大字奈多194番地24　スマイルＡ205号
破産者　光成奈美江
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第６６２号
東京都杉並区和田１―６―１―105
再生債務者　鈴木百合子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第７３４号
東京都町田市玉川学園４―15―30
再生債務者　西森　敏泰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第５９５号
東京都足立区新田２―３―16―608、住民票上の住所埼玉県越谷市大字船渡477―11
再生債務者　村岡　克巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第７３６号
東京都江東区北砂５―20―８―901
再生債務者　関本　範久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第７２５号
東京都足立区舎人１―21―３―115
再生債務者　佐藤　　龍
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３１号
茨城県鉾田市塔ケ崎699番地15
再生債務者　小沼　幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年５月１日　　水戸地方裁判所